

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年10月17日(金) 9時30分～

2 場 所 田布施町保健センター 多目的ホール

3 出席者  
委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1 番 今井 清弘 出席 欠席

2 番 福本 卓雄 出席 欠席

3 番 重森 陽 出席 欠席

4 番 永田 洋一 出席 欠席

5 番 田熊 享子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席 欠席

7 番 山城 啓一 出席 欠席

8 番 野坂 雅司 出席 欠席

9 番 塩田 博史 出席 欠席

10 番 山本 泰弘 出席 欠席

11 番 時廣 浩二 出席 欠席

12 番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 松元 雄大 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 小 坂 寛 一

署名委員 今 井 清 弘

**議長** ただ今から、令和7年第10回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について』  
を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より北東約3.2kmに位置する農用地です。位置は3条-1で示しています。取得目的については、農地の維持。利用計画については、水稻です。

申請によれば農地法上の要件は満たしています。

譲渡人が関東に引っ越すことをきっかけに、高齢で次世代への相続も困難な事情から、譲受人に相談があり、譲受人は、地元の方と協力しながら農地を維持したいとの思いから今回の申請に至ったものです。

なお、平生町在住で農業経験のある知人から農機具（トラクター、田植機、コンバイン等）を借り、指導も受けながら実施する予定で、譲受人の実家が申請地より車で10分程度の位置にあり、そこから通策することです。

以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**山本委員** 当該地は譲受人の土地を長年に渡って、●●さんのほうが耕作をされておりましてけれど、今回、土地を売り渡すということで、利用権を解約し、譲受人に譲り渡すことになりました。受人を新たに農業をしておきながら実施するというので、問題はありません。

**永田委員** 問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より西約1kmに位置する第2種農地です。位置は3条-2で示しています。住宅に付属する農地として取得するもので、利用計画については、里芋、大根、その他露地野菜の栽培です。

譲受人は申請地隣の住宅を取得予定で、農地と一括して取得する旨の契約書の提出を確認しております。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**塩田委員** はい、申請地につきましては、現在菜園として使用されています。住宅に付随するものだけということですので、別に問題はありません。

**南委員** はい、私も問題ないと思っております。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より南東約1.2kmに位置する第2種農地です。位置は3条-3で示しています。取得目的については、農地の維持。利用計画については、ニンニク、その他季節野菜です。

申請によれば農地法上の要件は満たしています。

譲渡人は県外在住のため、申請地の維持管理は、以前より親族にあたる譲受人が行っています。

また、譲受人は水稻栽培をされており、耕運機等の機材一式を所持しているため、利用に向けて、排水設備を設置し、土壌改良にも努めるとのことです。

以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**時廣委員** 今現在草が生えて、かなり荒れていますが、そういった所がきれいに整備されて、畑になればいいんじゃないかというふうに思っております。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番についてですが、こちらは、議案第2号2番の案件と関連するものです。ここでおはかり  
語りします。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関連案件と考えられる議案第2号1番及び2番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)

それでは議案第2号1番及び2番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号7と8を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北西1.2kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1と2で示しています。

転用目的については、所有権移転で来場者用駐車場です。

コロナ禍以降、自家用車を利用した来場者が増え、慢性的な駐車場不足であるため、申請するもので、譲渡人である法人の所有する資材庫に隣接し、木材等の搬入・搬出等に使用する車両の利用・管理に際しても必要とのこと。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**山本委員** 当該地は良好に管理されている休耕田でございます。譲受人の施設が隣接地にもあるということで、問題はありません。

**永田委員** 問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番及び2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番及び2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

**事務局** ページ番号9と10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東1.1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で系統用蓄電池による発電事業です。

系統用蓄電池とは、電力会社等の発電所から電力使用者へ送電を行う電力系統の中で、発電余剰分の電力をシステムにて充電し、電力需要に応じて電力使用者へ放電する仕組みで、作り出した電気を無駄にしない取組を推進していくものです。

なお、系統用蓄電池に係る農地転用は、本町では初めてですので、近隣市町の許可事例を参考に事務局で事前に調査・比較しております。

近隣市町の許可事例と比較して、配置計画や設置機器の安全性について、特筆するような相違がないことを確認しております。

また、農地転用に係る立地基準及び一般基準に関して、許可基準を満たしているものと考えられます。

以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**時廣委員** ここは変電所にすごく近くて、今は草が大変生えている状況ですが、こういった所がきれいになるということで、いいんじゃないかな、と思っております。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号4番についてですが、こちらは、議案第2号5番の案件と関連するものです。ここでお諮り<sup>はかり</sup>します。関連案件と考えられる議案第2号4番及び5番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)  
それでは議案第2号4番及び5番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号11と12を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南西1.8kmに位置する第二種農地です。位置は5条-4と5で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置とその進入路です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**塩田委員** 申請地の周りにつきましては、休耕田ですので別に問題はありません。次の項目の進入路ですが、東側の町道と高低差が3mありますので、それで必要があると思います。

**南委員** 私も問題ないと思っております。この域は全て休耕されております。実は、前回ほ場整備のときにここ取り込むか、という話だったんですが、ここを取り込むと工事費が大変かかるんでここはやめようということになった、といういきさつがあります。そういう意味で、ここはずっと荒れております。そういうことで、太陽光発電で活用されてもらえば、逆にいいかな、と思っております。以上です。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**今井委員** 進入路、幅が狭いですが、その右手はどのような状況になるんですか？元の状態になるんですか、進入路の。

**事務局** 基本的には元の状態で、道路とおよそ平坦な状態で土地がありまして、左右は現状のまま土の状態なんですけど、その一部、図面で示している部分につ

いては敷板を置いて下を保護しながら、太陽光の申請地に入っていくという計画になっております。

**今井委員** これ、休耕田になっているんですか？

**事務局** 休耕田です。

**今井委員** 休耕田の真ん中を通る、ということ？

**事務局** そうということですね。

**南委員** 樹脂の敷板ですから、仮に何か作るといふことになればのけられるというふうに考えてもらって。極端な話、もう20年30年作ってない土地ですから、恐らくまた耕作されるということはないと思います。そういうことです。

**山城委員** 今の件で、地番が〇〇の1というのを、今回一括して太陽光に、という話にはならなかったんですかね…まあ、持ち主が違う人かもわかりませんが、わざわざこういう仮設道路にしてまで土地確保やって、今言われると工事が終わったら元に戻すということになると、維持管理がどうなるのかな、と思ったんですが。

**事務局** この2筆一式でやるという話は受けてはいないんですが、この通路については今回地役権を設定しております。

これは登記簿にも載る情報でありますので、終わっても永続的にこの地役権はついてまわりますので、地役権をもった者が管理をするものと考えております。

**今井委員** 同じ持ち主だと、全部同じように太陽光にしてしまうかな。

**南委員** 業者も、と言いますか、財政的なものがある一部かもしれませんが、可能性とすればこの辺一帯全て太陽光発電になる可能性はありますんでね。将来また色んなことで確認していきたいと思っています。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号4番及び5番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号4番及び5番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号13をご覧ください。申請地は、役場より北東約1.9kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で事前に現地を確認したところ、申請地は土地の大部分が竹や雑木に覆われ山林化が進んでいる状態でした。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**山本委員** 事務局が確認した通り、申請地は竹林と雑木があって、また雑木も際まで覆われている状態で、畑としての機能はもう全くない状態でございますので、現地を確認して現況証明をしたいと思います。

**永田委員** これはもう、耕作の跡もないんで、現地見てもらったらわかります。以上です。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に「議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について」の審議に入りますが、本案件は●●委員に関するものですので、議事参与できないことから、●●委員は退席をお願いします。

一時休憩します。

(●●委員退室 ※事務局から事前に話はしてあります。)

再開します。

それでは、説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号 14 をご覧ください。

本件は、中郷地区国営圃場整備事業の土地売買に関することです。

この土地売買については、山口県農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を活用し農地の売買を行うものです。

今回該当する農地の所有者は、東京都在住の方で、購入予定者は●●さんです。

今後、既に耕作している農地に加えて、規模拡大するものです。

本案件の審議ポイントは2点で、1点目は、受け手が地域計画に位置付けられた担い手であること。この点について、受け手の●●さんについては、地域計画に位置付けられた担い手で、農業経験や労働力等から問題ないものと考えられます。

2点目は、農用地等の要件で、対象農地が地域計画区域内の“農用地区域内の農用地であること”で、国営圃場整備事業の対象であること。

この点に関しても、対象農地は圃場整備事業の対象ですので、事業要件を満たしているものと考えられます。

については、事業を進めるため、田布施町農業委員会として中間管理機構に促進計画の策定を要請をするものです。

以上です。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**南委員** 私の所のほ場整備もですね、要するに不在者地主がいらっしやいまして、その方が賛成してくれなければほ場整備が進まなかった、という事例があります。この度、恐らく●●さんそういう事例に当たったんで、率先して私が買おうということでは言われたんだらうと思います。お金が欲しくて手を挙げたんじゃないと思いますが、ほ場整備ができるために犠牲になったといえれば言い方は悪いですが、そういうことで、私もすごく感心してこれ読みました。そういうことで、私は賛成したいと思っております。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定しました。

●●委員の入室がありますので、一時休憩します。

(●●委員入室 ※事務局で対応します。)

再開します。

**議長** それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和7年第10回田布施町農業委員会総会を閉会します。